

八幡浜市保内総合児童センター（仮称） デザイン設計競技応募要項

1 趣旨

八幡浜市では、旧保内地区にある老朽化した喜須来、川之石、宮内の3保育所を統合し新たに保内保育所（仮称）を建設します。また、同敷地内に子育て支援施設として保内児童センター（仮称）を併設します。

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的に施行され、本市においても平成27年3月に「八幡浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健全な育成と社会全体で子育てができる環境づくりを推進しています。

保育所及び児童センターは子ども・子育て支援の核となる施設であり、利用する子どもにとって、明るく親しみがあり、かつ子供の視点に立って快適で安全なものでなければなりません。また、保育士等職員が円滑に活動できるための工夫も必要です。本設計競技では、本市に存する「日土小学校（重要文化財）」「旧川之内小学校」「旧日土東小学校」のようなシンプルな木造建築で、明るく木の温もりのある施設を念頭においた上で、さらに、単なる温故懐旧の施設ではなく、色彩、採光など、新たな柔らかい視点での創意工夫を感じることができる施設を歓迎します。また、将来のメンテナンスの観点からも、地元近隣でまかなえる木材をそのまま生かして採用することが適当ではないかと考えています。

なお、主体構造については、耐震・施工管理等の観点から、木造・非木造のどちらも可能とします。

これらのことを基本に、今後の児童福祉施設（保育所・児童センター等）のスタンダードとなるような新しいアイデアを募るため、この設計競技を実施します。

整備主体	施設名	供用開始日
八幡浜市	保内保育所	平成31年4月予定
	保内児童センター	平成31年4月予定

※ 各施設の配置や想定規模は、別紙1「施設想定配置図」を参照してください。

2 対象施設

(1) 保育所

区分	内容
施設名	保内保育所
場所	八幡浜市保内町宮内1番耕地36番地1外
整備主体	八幡浜市
想定面積	想定用地面積 2,422.49 m ² 、想定延べ床面積 1,437.5 m ²
基本設備	定員 200 人（0 歳児 10 人、1 歳児 30 人、2 歳児 40 人、3 歳児 40 人、4 歳児 40 人、5 歳児 40 人） 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】 第5章に定められた基準を遵守した次の設備を基本設備とする。（カッコ内は必要部屋数） ・乳児室(1)、ほふく室(1)、保育室(5)、遊戯室、医務室、調理室、便所、職員室 基本設備の他、施設の機能を向上するための設備
業務内容（予定）	・毎週月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分までの就学前児童の保育 ※0歳児の乳児保育、1歳児の幼児保育、2歳から5歳までの幼児保育 ・午後7時までの延長保育 ・毎週月曜日から金曜日までの一時預かり保育（※1日平均6.81人、月平均123人）

(2) 児童センター

区分	内容
施設名	保内児童センター
場所	八幡浜市保内町宮内1番耕地36番地1外
整備主体	八幡浜市
想定面積	想定用地面積 4,163.62 m ² 、想定延べ床面積 737.5 m ²
基本設備	【児童館の設置運営要綱】 第1総則の2種別（2）に記載されている児童センター 【児童館の設置運営要綱】 第3に定められた設備を基本設備とし、付加設備として次の設備を設置すること。 ・授乳室、シャワー室 ・その他、施設の機能を向上するための設備
業務内容（予定）	・毎週6日間の未就園児及び保護者への交流及び遊び場の提供 ・幼稚園及び小中高生の放課後時の交流及び遊び場の提供 ・子育て等についての悩み相談事業 ・各世代及び世代間の各種イベントの実施（料理教室・運動会・読み聞かせ等） ・地域と連携し、地域性を活かした子育て支援事業の実施 ・既存の八幡浜児童センターと連携した市全体での子育てイベントの実施

※対象外施設として、駐車場（想定用地面積 1,075.51 m²）を整備します。

3 主催者

八幡浜市

4 日程

区分	日程
応募要項配布開始	平成29年 3月 1日(水)
応募登録申込受付期間	平成29年 3月 1日(水)～平成29年 5月 8日(月)
質問受付期限	平成29年 4月21日(金)
現地説明会	平成29年 4月上旬
応募作品受付期間	平成29年 7月 3日(月)～平成29年 8月 7日(月)
1次審査結果発表	平成29年 8月中旬
最終審査(公開審査)および審査結果発表	平成29年 9月下旬
実施設計契約締結	平成29年10月中旬

5 応募者の資格

次のいずれかに該当する個人または法人が応募することができます。

- (1) 対象施設の設計及び工事監理が可能な資格を持つ建築士
- (2) 対象施設の設計及び工事監理が可能な資格を持つ建築士事務所
- (3) その他、応募資格を保有すると市が認めるもの

6 手続き等

- (1) 担当部局(事務局)

八幡浜市産業建設部建設課都市デザイン室

〒796-0292 愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地

TEL 0894-22-3111 内線2211

FAX 0894-37-2646

E-mail design@city.yawatahama.ehime.jp

(2) 本要項、様式および参考資料のダウンロード

八幡浜市ホームページからダウンロードできます。

アドレス <http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2017022300023/>

(3) 応募登録

① 本競技に応募しようとする方は、平成29年3月1日（水）から平成29年5月8日（月）午後5時15分まで（必着）に、電子メール、郵送、持参、いずれかの方法により事務局あてに応募登録申込書（個人応募は様式1-1、法人応募は様式1-2）を1部提出してください。

② 応募登録申込書と合わせて、以下の書類を1部提出してください。メールによる提出の場合、PDFファイルにて送付してください。

- ・個人応募：建築士免許証（写し）
- ・法人応募：建築士事務所登録（更新）通知書（写し）
若しくは建築士事務所登録証明書

③ 事務局は、登録申込書の受付後、登録番号を交付し、応募者へ通知します。なお、メールはインターネットメールのみの受付としますので、ご注意ください。

(4) 質問

① 質問書の提出

本設計競技に関する質問がある場合は、質問内容を分かりやすく簡潔にまとめ、平成29年4月21日（金）午後5時15分までに、電子メールまたは郵送により事務局あてに質問書（様式2）を提出してください。なお、応募登録者以外の方は質問できません。

② 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者を特定できないようにした上で、平成29年4月下旬に本市ホームページ上で公表します。

(5) 現地説明会

① 現地説明会を平成29年4月上旬に開催します。参加は自由とし、不参加でも応募はできます。

(6) 提案提出

① 提案図書

以下の資料を提案図書とします。提出部数は1部とし、併せて画像データ（pdf）を格納したCD-Rを提出してください。

なお、提案図書は返却しませんので、必要に応じて各自事前に複製しておいてください。

- 提案図書
 - ・ A2サイズ用紙（片面横使い、パネル化不可）3枚以内
 - ・ 平面図、断面図、外観および内観スケッチなど設計意図のわかる図面、設計意図や具体的な特長に関する簡潔な説明文などを記入してください。

- ・ 図面の縮尺は自由としますが、縮尺値は必ず記載して下さい。
- ・ 用紙右上の角（縦2cm×横5cmの範囲内）に、登録番号（登録申込受付時に交付）を記入してください。
- 補足資料 ・ 提案図面を補足する資料が必要な場合のみ提出してください。
- ・ A4サイズ用紙 2枚以内、（自由様式）
- 参考資料1 ・ 各施設の概算工事費（別紙様式を参考のこと）
- 参考資料2 ・ 2施設の建設に関する概算設計費、概算工事監理費（別紙様式を参考のこと）

② 提出方法

応募者は、平成29年7月3日（月）から平成29年8月7日（月）午後5時15分まで（必着）に、持参または郵送により事務局あてに作品提出票（個人応募は様式3-1、法人応募は様式3-2）を添付して提案図書を提出してください。

なお、1次審査の過程で応募者の匿名性を確保する必要があることから、提案図書には応募者が特定できる事項等を記入しないでください。

③ 複数作品の応募の禁止

同一応募者が複数の作品を提案することを禁止します。

7 審査方法および審査結果の発表

(1) 審査方法

- ① 本設計競技の審査は、【趣旨】【デザイン性】【安全性】【機能性】といった意匠的要素、【建設費】【価格低減の提案】といった价格的要素など総合的な観点から、八幡浜市保内総合児童センター（仮称）デザイン設計競技審査委員会（以下、「委員会」という。）が行い、最優秀作品1点、優秀作品2点を選定します。

なお、適当な提案がないと判断した場合には、最優秀作品を選定しないことがあります。

- ② 2段階審査方式とします。
- ③ 1次審査は、匿名非公開で提案図書を審査し、入賞候補作品を5～10点選定します。
- ④ 2次審査（最終審査）は、応募者のプレゼンテーション（公開）と委員会委員による質疑応答（非公開）により、入賞作品を選定します。なお、プレゼンテーションの方法は、本要項10その他に掲載していますのでご参照ください。

(2) 審査委員構成

市役所内部委員および専門性（保育関係・建築関係）を有する外部委員で構成する委員会（6名程度）を設置します。

(3) 審査結果の発表

① 1次審査

平成29年8月中旬に本市ホームページ上で公表するとともに、入賞候補作品の応募者には文書にて通知します。その際、あわせて2次審査の詳細について通知します。

② 2次審査（最終審査）

審査当日、審査会場において入賞作品を決定し、後日、審査結果を審査経緯および講評とともに本市ホームページ上で公表します。

8 設計条件

(1) 基本事項

以下の各項目に配慮した施設としてください。

《意匠的項目》

【趣旨】

- 「趣旨」をよく踏まえ、生かした施設になっている。

【デザイン性】

- 外観・内装において、デザイン上評価すべき点がある。

【安全性】

- 使用者・利用者の安全に配慮された施設になっている。

【機能性】

- 実際の使用にあたり、使いやすい（保育がしやすい）配置や動線となっている。

【その他】

- 特筆すべき加点・減点要素がある。

《価格的项目》

- 想定建設費に対し、建設費の抑制が図られている。
- 建設の実現に向けて懸念される要素がない。
- 基礎工事などの構造や内外装、維持管理費などコストと耐久性の両面から工夫し、価格低減の提案がされている。

(2) 規模

計画敷地内（概ね6,580㎡、間口77m×奥行85m程度）に納まる形状で、所定の設備を備えるものであれば、各施設の配置、構造、階数、面積の制限はありません。各法令を遵守し、本要項 p.2「2 対象施設」、別紙1「施設想定配置図」を参照してください。

※各施設の屋外遊戯場（園庭）に関しても【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】に定める基準を最低基準として、利用者の機能性・安全性に配慮した配置計画を検討してください。ただし、保育所と児童センターの園庭は各種イベント等では一体で使用することを考えています。

(3) 想定建設費

保内保育所及び保内児童センターの施設建設費を概ね次のとおりとします。

○保内保育所 施設建設費：約 320,000,000 円（税抜）

○保内児童センター 施設建設費：約 220,000,000 円（税抜）

ただし、以下の費用は除きます。

- ・用地造成に係る費用
- ・駐車場整備、園庭整備など標準的な外構整備に係る費用

(4) 基礎工事

直接基礎、杭基礎等工法は任意としますが、近隣には精密機械を使用した工場も存在しているため、工事中の騒音、振動など住民の生活にも配慮した基礎工法を提案してください。なお、基礎工事費は、(3)の想定建設費に含むものとし、参考資料1に種別（工法）、金額を記載してください。

※ 掲載資料にある「地質調査結果（近隣施設）」を基に金額を算出して下さい。

(5) 整備期間

平成30年4月上旬までに着工し、平成31年4月1日から施設を供用開始する事業計画です。
なお、実施設計の着手は平成29年10月の予定です。

(6) その他

当該敷地に係る次の規制等に留意してください。

- ① 都市計画法に基づく用途地域／準工業地域
- ② 建物の建ぺい率／60%
- ④ 建物の容積率／200%
- ⑤ 建物の高さ制限／なし
- ⑥ 日影規制／あり（3時間5時間規制）
- ⑦ 防火地域指定／なし
- ⑧ 公共下水道設備／あり
- ⑨ 八幡浜市景観計画に基づく景観計画区域／まち筋等景観形成地域

9 入賞作品（応募者）の取り扱い

(1) 最優秀作品（1点）

- ① 最優秀作品の応募者または応募者が所属する法人（以下「設計予定者」という。）に本設計競技対象施設の実施設計業務を委託します。なお、工事監理業務についても、同様に発注を予定していますが、これについては、諸事情を考慮の上、別途決定します。
- ② 応募者が起因する理由により実施設計を履行できない場合は、本市で実施設計業者を選定します。

③ 実施設計業務の発注にあたり、事前に打ち合わせ等のため本市の要請により設計予定者に本市へ来ていただく場合があります。

④ 設計予定者には、提案内容に基づき実施設計業務を委託しますが、提案の趣旨を損なわない範囲において、修正を要請する場合があります。

(2) 優秀作品（2点）

① 諸事情により最優秀作品の実現ができなくなった場合、優秀作品のいずれかの実現に向けて応募者と交渉することがあります。

10 その他

(1) 本設計競技に係る登録料は無料ですが、応募登録、質疑および提案図書の提出、現地説明会等に関する費用は応募者の負担とします。

(2) 応募登録の申込日以後、審査結果の公表の日までの間に、応募者が次のいずれかに該当したときは、応募登録を取り消します。

- i) 応募作品提出期限に遅れた場合
- ii) 提案図書に不備がある場合
- iii) 応募登録申込書および提案図書に虚偽の記載がある場合
- iv) 他者の作品の主たる部分を流用している場合
- v) その他、本市が不相当と認めた場合

(3) 審査結果の公表後であっても、入賞者の不正等が明らかになった場合、入賞を取り消すことがあります。

(4) 提出物等は一切返却できません。

(5) 2次審査（最終審査）におけるプレゼンテーションの方法は、提案図書による説明のほか、提案図書を補完する内容の資料、模型、PC利用のプレゼンテーションソフトによるプロジェクターを使用した説明も可能とします。ただし、委員会の協議により条件を変更する場合があります。詳細は、入賞候補作品の応募者に通知する文書に記載します。

(6) 最優秀作品の著作権は本市が無償で譲り受けるものとします。その他の作品の著作権は、応募者に帰属するものとします。

- (7) 本要項に定めることのほか、本設計競技を行うために必要な事項が生じた場合は、委員会で協議の上、これを定め、市ホームページ上で公表します。ただし、重要な事項については応募者（応募登録者）へ直接通知します。

●参考／八幡浜市ホームページ掲載資料

- ◆応募要項（本資料）
- ◆様式 1－1 および様式 1－2 「応募登録申込書」
- ◆様式 2 「質問書」
- ◆様式 3－1 および様式 3－2 「作品提出票」
- ◆参考資料 1 および参考資料 2 様式
- ◆別紙 1 「施設想定配置図」
- ◆八幡浜市景観計画
- ◆現況写真
- ◆地質調査結果（近隣施設）